

令和 4 年 3 月 31 日

お客さま各位

米子信用金庫

## 民法改正による「成年年齢引き下げ」に伴うローン商品の取扱いについて

成人年齢を現在の 20 歳から 18 歳に引き下げることを内容とした民法の一部を改正する法律が、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。本改正に伴い、親権者の同意なく一人で有効な契約を結ぶことが可能になります。

米子信用金庫は、法の趣旨にのっとり、社会生活に必要とされる資金ニーズに対応するため、一部商品の対象年齢を 20 歳から 18 歳へと変更させていただきます。

18 歳、19 歳の方へのローン提供にあたっては、対面で「使いみち」と「収入状況」を確認し、過剰な借入に陥らないよう配慮しつつ、新社会人に寄り添いお客さまのニーズにお応えしてまいります。

### 記

#### 1. お申込み年齢条件を 18 歳に引き下げる商品

目的型ローン（住宅ローン、カーローン、教育ローン等）

※若年層をターゲットにした悪質な勧誘による物品購入のためのお借入れや、収入を超えたお借入れが生じる可能性のある、お使いみちが自由な、「フリーローン」や「カードローン」につきましては、多重債務防止の観点から今までとおり 20 歳からのお申込みとさせていただきます。

※一部従来のお申込み年齢のままとなる商品もございます。商品毎のお申込みの条件等については当金庫ホームページまたは窓口、下記お問い合わせ先にてご確認ください。

#### 2. ローン商品に関するお問い合わせ先

よなごしんきん本部内 相談窓口専用フリーダイヤル（TEL:0 1 2 0 - 4 7 5 - 0 0 5）

#### 3. 参考サイト

[○「18 歳から大人」特設ページ（消費者庁）](#)

[○消費者ホットライン（消費者庁）](#)

[○18 歳、19 歳のあなたに伝えたい！！～成年年齢引下げを踏まえて～（金融庁）](#)

以 上